

総合的な福祉拠点整備基本計画（中間案）についての 市民意見公募の結果を公表します

令和7年11月17日（月）から同年12月17日（水）まで実施しました総合的な福祉拠点整備基本計画（中間案）に対する市民意見公募手続（パブリックコメント）について、市民の方々から提出された意見及びこれに対する当市の考え方を公表します。

- 意見提出者及び意見の数 意見提出者数 8名 意見数 9項目
- 提出された意見及びこれ
に対する市の考え方
- その他 パブリックコメントの結果は、市ホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス
<https://www.city.kasugai.lg.jp/> (ページID：1038414)

問い合わせ

春日井市健康福祉部福祉政策課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話：0568-85-6184 FAX：0568-84-8731

E-mail : fukusei@city.kasugai.lg.jp

提出された意見及び市の考え方

■計画に対する意見

| No. | 項目 | 意見 | 市の考え方 |
|-----|--|--|---|
| 1 | 第2章 福祉拠点整備の基本的な考え方 1. 基本方針 (5) 安全・安心の確保と防災力の確保 第3章 福祉拠点の施設計画 1. 施設配置の考え方 (1) 施設整備全体に共通する考え方 (5) 強靭な防災環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 「本編」では福祉避難所として機能するとあるが、「概要書」には、当該施設が福祉避難所とするという文が無い。概要書にも盛り込むべき事項であると考えるので、加筆すべきと思う。 当該施設の維持管理業務は民間事業者に委ね、災害発生時に福祉避難所として運営する際の主たる対応はどのように想定されているか?また、従前施設では福祉Cと作業所併せて500人を超える受入れとなっていたが、今回はそれを満足しなおかつ、近年の避難所の待遇向上の点からの面積や施設の確保をされているか? | <ul style="list-style-type: none"> 概要は、市民意見公募用に作成したものです。最終版の公表にあたり、概要版の作成は予定しておりません。 災害時の対応は、現在と同様に、指定福祉避難所の管理は市が行い、運営については、市、施設管理者、避難所利用者などが協力して行います。 また、避難所の収容人数等は、平時の利用を踏まえて施設レイアウトを検討する中で、災害時の避難スペースなどを検討してまいります。 |
| 2 | 第2章 福祉拠点整備の基本的な考え方 1. 基本方針 (2) 開かれた交流拠点と包摂的参加機会の創出 3. 施設の機能 (2) 主な導入機能 (2) いきがいづくり支援 第3章 福祉拠点の施設計画 1. 施設配置の考え方 (3) 各ゾーンの施設規模 | <ul style="list-style-type: none"> ささえあいセンターの機能が十分に継承されていないように感じます。市民活動の活動推進という部分が失われており「いきがいづくり」に置き換わっているのはどのような経緯でしょうか?市民活動には子どもの育成に関する分野や障がい福祉分野もあり「いきがいづくり」という名称だと壮年期から高齢者のイメージが強く、子育て支援や青少年育成、障がい者支援団体などの活動がしにくくなることが懸念されます。また、活動の支援だけでなく「推進」をしていくことが地域で支える仕組みを作っていく上で必要なことだと思います。場所を貸す、印刷機を使えるだけではない機能を充実してほしいです。 | <ul style="list-style-type: none"> 市民活動の支援機能とボランティア活動の支援機能の統合にあたり、市民活動の支援については、市民活動支援センター（ささえ愛センター）の機能を継承することとしており、その位置付けを明確化するため、次のとおり文言を修正します。 <p>p4 『いきがいづくり支援』 → 『いきがいづくり支援・市民活動支援』 『◇ 活動者のマッチング』 ◇ 活動の支援 → ◇ 活動の支援 ◇ 貸館の整備 』 ◇ 貸館の整備 』</p> |
| 3 | 第4章 事業手法・運営方針の検討 1. 基本的な考え方 (3) 福祉拠点に新設する機能や集約する機能 (2) 市民活動の支援機能とボランティア活動の支援機能の統合 | <ul style="list-style-type: none"> 市民活動は、ボランティア活動と重なる部分もあるが、自ら社会課題を解決するため、行政制度の隙間を埋めるために活動している。今回の機能統合は、幅広い支援への対応やわかりやすいワンストップ窓口をめざしていると思われるが、市民活動とボランティア活動の支援内容は全く異なるため、そのあたりを混同した表記は避けたましい。 3ページの(2)開かれた交流拠点と包摂的参加機会の創出について、「市民活動やボランティア活動を支援し、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに市民のいきがいづくりを促します。」という表記にしてほしい。 5ページの主な導入機能中に市民活動の根幹である市民協働を支援する機能が必要であるため、①から⑤までの項目に加え「市民協働によるまちづくり支援」を追加してもらいたい。また、その表記内容については、活動の支援として「社会課題を解決するために活動する市民活動団体同士や大学、企業などとの相互の連携を促進するとともに、地域の支えあいや社会貢献活動による市民協働によるまちづくりを推進します。」としてほしい。 10ページの諸室について、「市民・ボランティア活動支援」とあるが、市民活動と理解しにくい表記となっているため、例えば「ボランティア・市民活動支援」とするなど市民活動がわかる表記としてほしい。また、「ボランティア支援スペース」となるものを「市民協働スペース」とし、概要については「ボランティア活動に必要な諸室を整備」とあるものを「市民協働に必要な諸室を整備」とあらためてほしい。 17ページ②市民活動の支援機能とボランティア活動の支援機能の統合について、「より広範な視点から市民活動団体及びボランティア団体の特性を生かした包括的な支援を行うことで団体の活動のより一層の推進を期待することができます。よって両者の機能を総合的な福祉拠点に統合し、市と市社協の連携による支援体制を構築します。」 | <p>p5 『② いきがいづくり支援 ◇ 活動者のマッチング』 市民活動やボランティア活動を希望する人と、活動者を求める団体、活動団体同士などをつなぎ、地域の支え合いや社会参加を促進します。 また、活動情報を積極的に発信し、市民活動・ボランティア活動の活性化を図ります。</p> <p>◇ 活動の支援 市民活動やボランティア活動を実践している人に、作業スペースやロッカーなどの活動環境を提供します。また、印刷機や備品の貸出、情報共有の場の提供などにより、活動者が安心して活動できる基盤を整えます。</p> <p>↓ 『② いきがいづくり支援・市民活動支援 ◇ 活動の支援』 社会課題を解決するための活動（市民活動）やボランティア活動を支援する窓口を設置し、立ち上げ支援や関係機関との連絡調整、活動に関する各種相談、活動情報の発信などの伴走支援を行うとともに、市民活動やボランティア活動を希望する人と、活動者を求める団体、活動団体同士などをつなぎ、地域の支え合いや社会参加を促進します。 また、市民活動やボランティア活動を実践している人に、作業スペースやロッカーなどの活動環境を提供するとともに、印刷機や備品の貸出、情報共有の場の提供などにより、活動者が安心して活動できる基盤を整えます。』</p> |

(次頁につづく)

| No. | 項目 | 意見 | 市の考え方 |
|-----|----|---|--|
| 4 | 同上 | <ul style="list-style-type: none"> 中間案p4～5において、市民活動支援が「いきがいづくり支援」に位置付けられていることに違和感があります。ボランティア活動等、市民活動に参加することが市民の「いきがい」につながることは間違いがありませんが、市民活動には必ず下記の要素があります。 市民活動団体は、市民が、自分たちの生活課題や地域の課題に主体的に取り組むものである 市民活動は、行政・企業の手の届かない課題に率先して取り組むことができる。 (行政が取り上げないニッチな分野、行政課題であってもより深い個別的な支援、営利が期待できない分野) 市民活動は、ボランティアやイベントを通し、市民にまちづくりへの参加を促す <p>行政・企業のサービスと、市民活動団体の活動・サービスが補完しあうこと、または協働により、よりよい地域がつくられるものと考えますし、実際に市内の団体には、(単なる委託事業ではなく)企業や行政と連携して、サービスを提供しているところもあります。</p> <p>市民活動団体を、市民の「いきがいづくり」の場ではなく、まちづくりの主体・担い手として認識し、必要な支援を整備していただけるよう意見します。</p> <p>※あたらしい施設が市内の福祉系の市民団体の拠点機能をもつと良いなと思います。たとえば、災害支援の団体やフードバンクの団体が事務所や倉庫をおき、日ごろから行政・社協と連携し困窮者支援をする。また、各種相談機能を持つ団体が、総合相談窓口に日替わりで詰めるなど。</p> | <p>(前頁からのつづき)</p> <p>p10 『市民・ボランティア活動支援』➡『市民活動・ボランティア活動支援』 『ボランティア支援スペース』➡『市民活動・ボランティア活動支援スペース』 『ロッカー室などボランティア活動に必要な』➡『ロッカー室など活動に必要な』</p> <p>p14、15 『市民ボランティア活動支援』➡『市民活動・ボランティア活動支援』</p> |
| 5 | | <ul style="list-style-type: none"> 現在はNPO法人として活動していますが、市民活動団体であった時期から、ささえ愛センターには、他団体との交流の機会の提供、資金繰りに関する情報提供や相談、法人登記を行う際の資料作成や手続きのフォローなど、多岐にわたる支援をしていただきました。 <p>一方で、今回の中間案においては、こうした市民活動・NPO支援に関する具体的な機能や役割についての記載が見当たりません。</p> <p>ささえ愛センターの機能が総合的な福祉拠点へ統合されることにより、これまで提供されてきた上記のような支援は、今後も継続されるのでしょうか。それとも、機能の見直しや縮小が想定されているのであれば、その考えをお示しいただきたいです。</p> | |
| 6 | | <ul style="list-style-type: none"> ささえ愛センターの役割は、市民活動を促進し、まちづくりにおける市民の主体性を高めること・市民活動団体と市が対等な関係で協働し、社会的課題の解決に寄与すること・NPOやボランティア団体の活動基盤を強化し、企業や行政とのパートナーシップを推進することでした。当時施設長と共に、4年間「今日の愛ちゃん」として行政と共に業務を行いました。まずは、そういった経緯があったことは存じでしょうか? その時の役割が反映されているとしたら、どの部分になるのか? 教えてください。 ボランティアと市民活動を一緒にお考えのように感じましたが、そのあたりの理解はいかがでしょうか? 市民活動は自走して活動を維持することが求められます。資金獲得のために助成金というものも存在しています。そのあたりの相談については新たな拠点ではどこの部分が担ってくださいますか? NPO相談で団体立ち上げ当時のまだ資金に余裕がないとき、会計士さんに相談させていただく機会があり、とても助かりました。そういう自走していくための資金調達のアドバイスをいただき、また名古屋市のNPO法人運営のサポートをしている団体さんともつないでいただきました。こういった市民活動に対する支援があるように見えないため、今回の基本計画にも入れていただきたいです。 (子どもの計画でもやはり計画に載っていない内容については積極的に行政として動くことは難しいことを学んだため) | |

| No. | 項目 | 意見 | 市の考え方 |
|-----|---|--|--|
| 7 | 第2章 福祉拠点整備の基本的な考え方 1. 基本方針 (2) 開かれた交流拠点と包摂的参加機会の創出 3. 施設の機能 (2) 主な導入機能 ③ 市民交流 第4章 事業手法・運営方針の検討 1. 基本的な考え方 (3) 福祉拠点に新設する機能や集約する機能 ③ 福祉的な要素のあるカフェの新設 | ・インクルージョンを目標に抱え、人が交流し障がい者の方々が遠慮することなく交流できるのは、とても良いことだと感じます。の中でも中高生、中間的就労の場など、居場所、機会がある場所というのは注目すべきことですが、「誰でも利用できる」「働く練習ができるトライアルの場所」などの機能を持たせようすると、居場所があるだけでは不十分だと思います。学校のある時間帯に来れる様な不登校児童、コミュニティカフェで、接客はできないけど、製造などスキルを身につける体験ができるなどを視野に入れて設計をされると良いと思います。ソフトを考慮しないと、ただの部屋、ただの喫茶店になってしまいますので、ソフトを十分に想定してデザインすることを願います。働く経験をしたい人も多くいるかと思いますので、市の施設で、中間的就労を位置付けることは、対象の人らにとって光となるのではないかと思います。(ひきこもりのステップアップなどで本人さんの声からそう感じました)中高生はある程度使い方ルールが緩やかにあると良いなと思いました。時に無茶があります。小規模多機能で、お互いの年代活動が見える化すると、新たなコミュニティや思いやりが育つ様に思います。楽しみにしています。 | ・いただいたご意見は、今後、交流スペースや居場所機能について、事業者等へのヒアリングなどを行いながら、詳細を決定する際の参考とさせていただきます。 |
| 8 | 第4章 事業手法・運営手法の検討 1. 基本的な考え方 (1) 春日井市社会福祉協議会の役割 (2) 民間事業者のノウハウと創意工夫を活用した市民サービスの最大化 ③ 運営業務 イ 児童館の運営業務 2. 業務範囲 (2) 運営業務 | ・児童館の運営業務が民間に変わる具体的な理由はどういったことでしょうか。 第4章 1. 基本的な考え方 社会福祉協議会の役割 「福祉拠点においても、福祉の専門性が求められる事業については、市社協が有する知見や人材を有効に活用することが望ましいと考えられます」 中間案には上記の記載がありましたが、児童館の運営業務として挙げられていた相談業務には福祉の専門性は必要ではないのでしょうか。 運営が変わることにより現在社協内にある基幹相談支援センターしゃきょうや児童発達支援センター（第一希望の家）との繋がりが切れてしまうこと、子育て世代の方の悩みや不安を掬い上げる機会損失に繋がるのではないかでしょうか。 | ・児童館・子育て支援機能は、福祉拠点の他の機能と連動し、施設全体で子どもが多様な過ごしができる環境を提供するため、子育て支援のノウハウを持ち、かつ施設の一体的な運営ができる事業者・コンソーシアムを選定してまいります。また、児童館の利用者に福祉的支援が必要な人がいる場合に、円滑に福祉サービスとつなげられるよう、運営事業者と市や春日井市社会福祉協議会が担う相談支援機能が有機的に連携できる体制を整備してまいります。 |
| 9 | 第4章 事業手法・運営手法の検討 1. 基本的な考え方 (3) 福祉拠点に新設する機能や集約する機能 ③ 福祉的な要素のあるカフェの新設 | ・カフェの機能として、中間的就労、高齢者・障がい者の働く場といった福祉的な就労を想定されていますが、飲食・物販の売上だけでは多くの方を雇用することは難しいです。運営費や人件費の補助といった公的資金の投入がないと成り立たないと考えます。 | ・カフェ事業者の選定にあたっては、一部福祉的な要素を担うことを鑑み、賃料の減免など持続的な運営が可能となる手法・枠組みを検討してまいります。 |